



豊川市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



人権広報大使©いなりん

豊川市
令和4(2022)年7月

目 次

1	豊川市パートナーシップ宣誓制度とは……………	P.1
2	パートナーシップの宣誓をすることができる方……………	P.1
3	パートナーシップの宣誓手続の流れ……………	P.3
4	パートナーシップの宣誓時に必要なもの……………	P.4
5	通称名の使用を希望する場合……………	P.5
6	パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付・返還……………	P.5
7	パートナーシップの無効……………	P.6
8	Q&A……………	P.7
参考（豊川市パートナーシップの登録の取扱いに関する要綱）		

1 豊川市パートナーシップ宣誓制度とは 【要綱第2条】

「豊川市パートナーシップ宣誓制度」とは、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約したパートナーシップの関係にあることを宣誓し、豊川市長がパートナーシップ宣誓書受領証等を交付する制度です。

2 パートナーシップの宣誓をすることができる方 【要綱第3条】

次のすべての要件を満たしている必要があります。

(1) 成年に達していること

満18歳以上の方(民法の改正により、令和4(2022)年4月1日から「満18歳以上」になりました。)

(2) 少なくともどちらか1人が豊川市民であること(転入予定を含む)

2人のうち、少なくともどちらか1人が豊川市内に住所を有している方、また、2人とも市外に住んでいても、少なくとも1人が宣誓の日から3か月以内に豊川市内への転入を予定している方

(3) 配偶者がいないこと(結婚していないこと)

配偶者(事実婚の関係にある者を含みます。)がいる方は、宣誓をすることができません。

(4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

共に宣誓をしようとするパートナーの他にパートナーシップ関係のある方は、宣誓をすることができません。

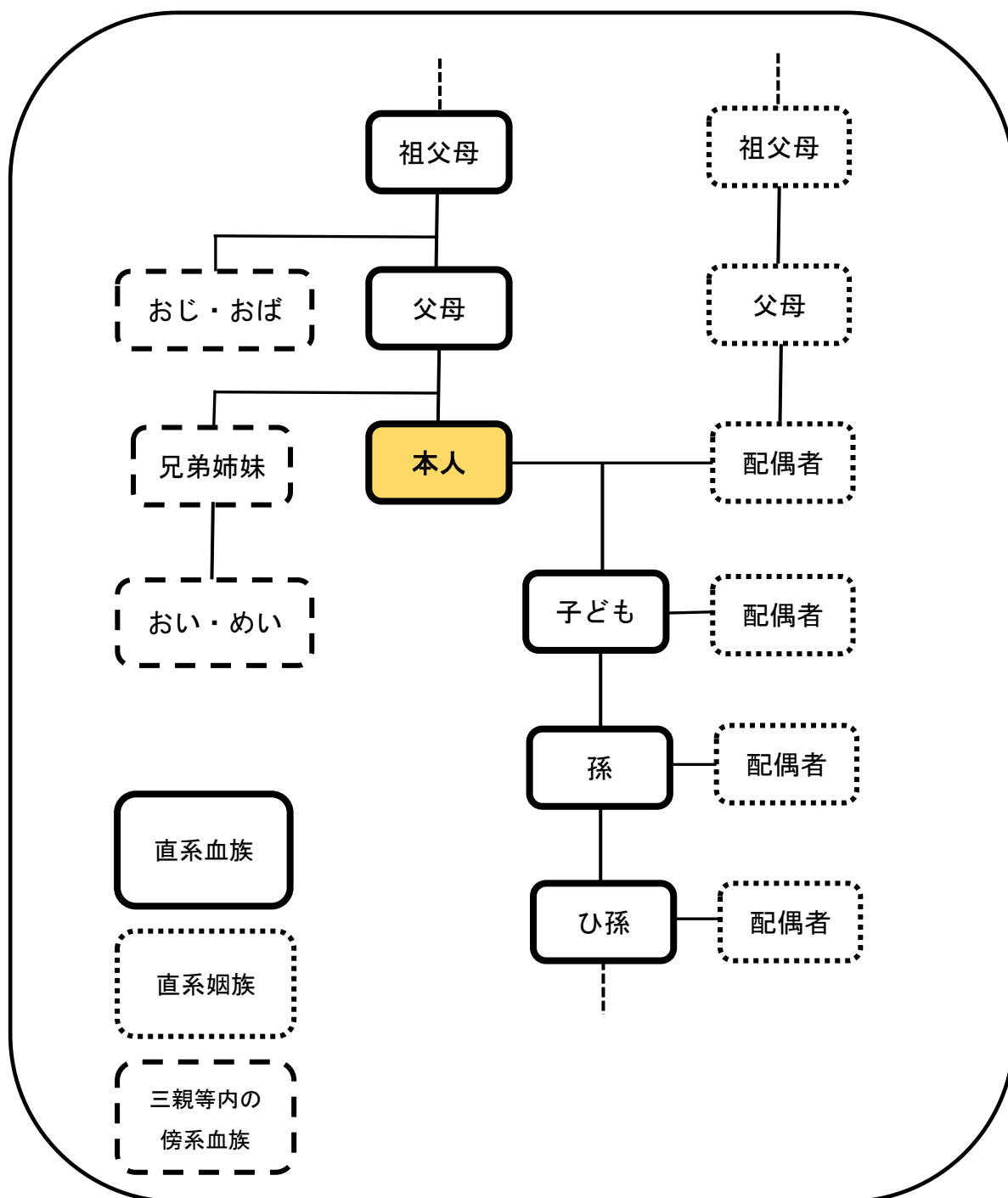
(5) 宣誓者同士が近親者でないこと(2ページ図を参照)

民法第734条から第736条に定められている婚姻をすることができない関

係(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族)にある方は、宣誓をすることができません。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。

※近親者間での養子縁組は対象となりません。

【パートナーシップの宣誓をすることができない関係の者（近親者）】



3 パートナーシップの宣誓手続の流れ 【要綱第4条】

① 電話又はメールで事前予約

事前に人権交通防犯課まで電話又はメールでご連絡ください。

宣誓の日時・場所の調整と必要書類の確認などを行います。

※豊川市は、豊橋市・蒲郡市・新城市・田原市の4市と連携協定を結んでいます。
上記4市のいずれかから豊川市へ転入される方は、その旨をお伝えください。

【予約の際に以下のことをお伝えください】

- ・ 2人の氏名、生年月日、住所、電話番号
- ・ 宣誓希望日時

ご希望に応じて、個室を用意いたしますので、ご相談ください。

【連絡先】 豊川市役所 人権交通防犯課

電話：0533-89-2149

受付日時：月曜～金曜 8時30分～17時15分

（祝日、12月29日～1月3日を除く。）

Eメール：jinkenkotsu@city.toyokawa.lg.jp

② パートナーシップの宣誓

予約した日時・場所にパートナーの2人でお越しください。

必要書類(4ページ「パートナーシップの宣誓時に必要なもの【要綱第4条】参照」)をご持参ください。

本人確認書類を提示してください。

【対応時間】

月曜～金曜 9時～17時

（祝日、12月29日～1月3日を除く）

【宣誓場所】

豊川市役所 人権交通防犯課（北庁舎2階）

※ご希望に応じて個室での対応も可能です。

③ パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

要件を満たしている場合、パートナーシップ宣誓書受領証を2人に1部ずつ交付します。希望により、パートナーシップ宣誓書受領証カードを交付します。(交付までに1週間程度)

交付準備ができたらご連絡します。本人確認書類を持参のうえ、受取りにお越しく下さい。(宣誓者どちらか1人でも構いません。)

4 パートナーシップの宣誓時に必要なもの 【要綱第4条】

(1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

- 宣誓書は、宣誓をしようとする方が自ら記入してください。
- 通称名を使用する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かるもの(郵便物や各種会員証、社員証等)をご持参ください。(5ページ「通称名の使用を希望する場合【要綱第5条】」参照)
- 宣誓を行う2人の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できない場合は、2人の立会いのもとで、他の人に代筆してもらうことができます。

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 3か月以内に発行されたものを1人1通ずつお持ちください。ただし、宣誓する2人が同一世帯の場合は、2人分の情報が記載されたものの1通でかまいません。
- 住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものをご提出ください。マイナンバー(個人番号)の表示がないものをご提出ください。
- 3か月以内に豊川市に転入予定の場合は、転入することが分かる書類をお持ちください。(例:転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書)

(3) 配偶者がいないことを証明する書類

- 3か月以内に発行された戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)や独身証明書等を1人1通ずつお持ちください。
 - 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)や独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。
 - 外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。
- ※2人が外国で同性婚をしている場合には、それが証明できるもの(日本語訳添付)

(4) 本人確認ができるもの（いずれも有効期限内のものに限ります）

1つの提示で足りるもの（顔写真付き）	2つの提示が必要なもの（顔写真無し）
・マイナンバーカード（個人番号カード） ・運転免許証 ・パスポート（旅券） ・在留カード ・国、地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付き）	・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証 ・年金手帳、年金証書 ・その他、国、地方公共団体が発行したもの

5 通称名の使用を希望する場合 【要綱第5条】

- 性別違和等で、通称名の使用を希望される場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。
- 通称名を使用する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かるもの（郵便物や各種会員証、社員証等）をご持参ください。
- パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードには表面に通称名を表示し、裏面に戸籍上の氏名を表示します。

6 パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付・返還 【要綱第7条・第8条】

(1) 受領証等の再交付（様式第4号）

- 受領証等の紛失や毀損、汚損、氏名変更等の事情により、再交付を希望される場合には、申請書に基づき、受領証等を再交付します。
- 毀損、汚損による再交付の場合は、既に交付している受領証等をパートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）に添付して提出してください。
- 氏名等の変更による再交付の場合は、既に交付している受領証等及び変更内容の分かる書類を再交付申請書に添付して提出してください。
- 電話又はメールで豊川市役所人権交通防犯課まで事前予約をお願いします。日時の調整とお持ちいただく書類の確認を行います。

(2)受領証等の返還（様式第5号）

○次の場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）に受領証等を添付して提出してください。

- ① パートナーシップが解消されたとき
- ② 双方が豊川市内に住所を有しなくなったとき
- ③ その他、1ページ「2 パートナーシップの宣誓をすることができる方」に該当しなくなったとき
- ④ パートナーが亡くなったとき

○電話又はメールで豊川市役所人権交通防犯課まで事前予約をお願いします。日時の調整とお持ちいただく書類（住民票の写し、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、死亡診断書等）の確認を行います。

7 パートナーシップの無効 【要綱第9条】

○次の場合は、パートナーシップの宣誓が無効となりますので、交付した受領証等を返還していただきます。

- ① 虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき
- ② 交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したとき

8 Q&A

Q1 パートナーシップ制度と婚姻はどう違うのですか。

A 婚姻を行うと民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利、税金の控除、親族の扶養義務など様々な法的な権利・義務が発生します。

一方、豊川市のパートナーシップ宣誓制度は、行政の内部規定である要綱に基づいて行うもので、法的効力が発生するものではありません。また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A この制度は2人がパートナーシップを形成することを尊重するものです。豊川市では、この制度を導入することにより、多様な性への理解促進を図っていきたいと考えています。

Q3 豊川市民でないと宣誓をすることができませんか。

A 少なくとも2人のうち1人が市内に住所を有しているか、双方が市内に住所を有していなくても2人又はどちらか1人が宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定している場合は、宣誓できます。市内への転入を予定している場合は、その事実を確認することができる書類(転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書等)の提出が必要となります。

Q4 3か月以内に市内への転入を予定している場合で、まだ賃貸借契約等をしていない場合は、どのように証明すれば良いでしょうか。

A 宣誓の日から3か月以内に住民票の写し、賃貸借契約書等を提出してください。提出がない場合は、発行した受領証等を返還していただきます。

Q5 同居している必要はありますか。

A 同居は求めていません。豊川市が行うパートナーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係であって、少なくとも宣誓者のどちらか一方が豊川市在住を要件としています。同居につきましては、様々な要因で同居できない場合もあると思いますので、同居している必要はありません。

Q6 戸籍上同性ではない事実婚の方もパートナーシップの宣誓ができますか。

A 豊川市のパートナーシップ宣誓制度では対象にいません。戸籍上同性ではない事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況がかなり違うと認識しています。

本制度は、婚姻に準じるような法的効力を有しませんが、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係を社会的に認めてほしいという気持ちを尊重し、導入するものです。

Q7 養子縁組をしている場合も宣誓できるとなっていますが、なぜですか。

A 性的マイノリティの方の中には、同性では婚姻ができないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がいる状況を考慮し、養子縁組を結んだままでもパートナーシップ宣誓ができることとしました。

Q8 外国籍でもパートナーシップの宣誓はできますか。

A 外国籍の方も、2人又はどちらか1人が豊川市民である、または豊川市内へ転入を予定している方であれば宣誓できます。外国籍の方は、宣誓に必要な書類のうち、独身であることを確認できる書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書(3か月以内に発行されたもの)などに日本語訳を添えてご提出ください。

Q9 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A 日本国内では、婚姻が成立していないので、宣誓を行うことができます。

Q10 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。

A 宣誓や、宣誓書受領証・宣誓書受領証カード等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q11 宣誓の際は個別に対応してくれますか。

A ご希望に応じて個室で対応します。ただし、部屋の空き状況により、ご希望の日時に対応できない場合がありますので、ご相談ください。

Q12 2人で行かないと宣誓できませんか。

A 本人確認と2人の意思を確認させていただきますので、必ず2人でお越しください。

Q13 郵送やメールでのパートナーシップ宣誓はできますか。

A 郵送やメールでの宣誓は行っておりません。本人確認と2人の意思を確認させていただきますので、必ず2人でお越しください。

Q14 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか。

A 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者の2人がそろってお越しください。なお、宣誓書に自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、2人の立会いのもと、他の方による代筆は可能です。

Q15 通称名を使用できますか。

A 性別違和等の理由により、通称名を使用することができます。通称名を使用する場合、その通称名を日常生活において使用することが確認できるもの(通称名で届いている郵便物、各種会員証、社員証等)をご持参ください。ただし、交付するパートナーシップ宣誓書受領証、受領証カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q16 プライバシーは守られますか。

A ご希望に応じて個室で対応します。また、提出書類や記載内容等の個人情報は固く守られます。

Q17 受領証等はいつ交付されますか。

A 宣誓後、提出書類の確認を行った後、交付の準備に時間を要するため、交付までに1週間程度期間をいただきます。交付準備ができましたらご連絡しますので、本人確認ができるものをご持参のうえ、受け取りに来てください。(宣誓者どちらか1人でも構いません。)郵送をご希望される場合は簡易書留で送付しますので、切手をご用意ください。

再交付の場合も同様です。

Q18 受領証等に有効期限はありますか。

A ありません。当制度は、豊川市として宣誓書を受領した事実を証明するものであり、また、法的効力を有するものではないので、受領証自体に有効期限はありません。

Q19 宣誓書は何年間保存されますか。

A 30年間です。ただし、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届が提出された場合は、提出された日の属する年度の翌年度4月1日から5年間です。

Q20 受領証等はどこかで利用できるのですか。

A 受領証等は、2人が互いを人生のパートナーとし、対等な立場で相互の協力により継続的に共同生活を行うことを約束し、パートナーシップの宣誓をした事実を証する書類になります。豊川市では、受領証等を提示することで、市営住宅への入居申請、墓園利用権承継許可申請をすることができます。また、民間のサービスにおいて受領証等の掲示により一定の範囲で家族と同等の取扱いが行われることがあります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。(例:携帯電話会社の家族割、生命保険受取人の適用等)

Q21 交付された受領証等は、公的な本人確認書類として使用できますか。

A 使用できません。2人がパートナー関係であると宣誓した事実を証するものです。

Q22 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

A 婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、その手続には費用が発生します。詳しくは公証人役場へお問い合わせください。

Q23 市外に転出する場合、受領証等を返還する必要がありますか。

A 2人とも市外に転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届をご提出いただくとともに、受領証等も返還していただくことになりますが、事前にご連絡ください。

どちらか1人が市外に転出した場合や豊川市内での転居(1人又は2人とも)の場合は、新住所の住民票の写し等を提出していただく必要があります。

※豊川市は、豊橋市・蒲郡市・新城市・田原市の4市と連携協定を結んでいます。
上記4市のいずれかに転出される方は、手続きが簡略化される場合があります。
転出先の自治体へお問い合わせください。

Q24 パートナーシップを解消した場合、またパートナーが亡くなった場合、受領証等を返還する必要がありますか。

A パートナーシップ宣誓書受領証等返還届及び亡くなったことがわかる書類を提出していただくとともに、受領証等も返還してください。また、パートナーシップ解消による返還の場合は、双方の意思を確認させていただきます。

参考（豊川市パートナーシップの登録の取扱いに関する要綱）

豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、人権が尊重され、一人ひとりの市民が明るく豊かな生活を営むことができるまちの実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が市長に対して、互いがパートナーであることを誓うことをいう。

（宣誓の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 共に宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が、豊川市内に住所を有する者又は宣誓の日から3か月以内に豊川市内への転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいない者であること。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにない者であること。
- (5) 共に宣誓をしようとする者同士が、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと（ただし、パートナーシップに基づく養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができる。

2 前項に規定する宣誓書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、豊川市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類
- (2) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出するとき、次の各号に掲げる書類のいずれかを市職員に提示するものとする。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）（表面のみ）
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券（パスポート）
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたものの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該

通称名を使用していることが確認できる書類を、前条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を宣誓者に交付するものとする。

2 市長は、宣誓者からの申出がある場合は、受領証のほか、パートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号。以下「受領証カード」という。）を交付するものとする。

3 前条第1項の規定により宣誓書に通称名を記載したときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を、受領証及び受領証カードに記載するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 宣誓者は、受領証又は受領証カード（以下「受領証等」という。）を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。宣誓書に記載した氏名等に変更があった場合も、同様とする。

2 前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

3 第1項の規定による再交付を申請する場合は、毀損又は汚損の場合にあっては受領証等を、氏名等の変更の場合にあっては受領証等及び当該変更の内容が分かる書類を、再交付申請書に添付しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による再交付の申請を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証等を再交付するものとする。

（受領証等の返還）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定により交付を受けた受領証等を市長に返還するとともに、パートナーシップ宣

誓書受領証等返還届（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 宣誓者が、パートナーシップ宣誓をした時点において第3条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。
- (4) 宣誓者の一方が死亡したとき。

（パートナーシップの宣誓の無効）

第9条 市長は、宣誓をした者が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップの宣誓を無効とする。

2 市長は、前項の規定によりパートナーシップの宣誓を無効とした場合は、第6条の規定により交付を受けた受領証等の返還を求めるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

各種様式

様式第1号（表）

様式第1号（第4条関係）		（表面）	
パートナーシップ宣誓書			
豊川市長 殿			
私たちは、豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いが人生のパートナーであることを宣誓します。			
年 月 日			
（宣誓者）		（宣誓者）	
フリ ガナ 氏 名	フリ ガナ 氏 名	フリ ガナ 氏 名	フリ ガナ 氏 名
通称名の場合、 戸籍上の氏名	通称名の場合、 戸籍上の氏名	通称名の場合、 戸籍上の氏名	通称名の場合、 戸籍上の氏名
生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
住 所	住 所	住 所	住 所
（代筆者）		（代筆者）	
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
住 所	住 所	住 所	住 所
注）宣誓者の欄は自署してください。自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。			
該当する□に✓をご記入ください。			
☐ パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を希望する（ ☐ 2部 ☐ 1部）			
☐ パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を希望しない			
以下は、豊川市での記入欄です。			
氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・ （ ）	電話：	
氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・ （ ）	電話：	
宣誓 第 号			

様式第 1 号（裏）

パートナーシップの宣誓に関する確認書

（裏面）

私たちは、豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、「パートナーシップの宣誓」にあたり、以下の内容を確認した上で、宣誓をします。

以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書受領証、宣誓書受領証カード（交付されている場合）を豊川市に返還します。

年 月 日

（宣誓者）

（宣誓者）

氏 名

氏 名

通称名の場合、
戸籍上の氏名

通称名の場合、
戸籍上の氏名

（代筆者）

（代筆者）

氏 名

氏 名

確認事項		回答欄（該当する□に✓をご記入ください。）	
要綱 第 2 条	（関係性） 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである 2 人の者の関係にある。	☐ 該当 します	☐ 該当 しません
第 3 条 第 1 号	（年齢） 宣誓当日において、成年に達している。	☐ 該当 します	☐ 該当 しません
第 3 条 第 2 号	（住所） 1 双方が豊川市内に住所を有している。 2 一方が豊川市内に住所を有している。又は一方が宣誓の日 3 か月以内に豊川市内へ転入予定である。 3 双方が宣誓の日から 3 か月以内に豊川市内に転入予定である。 ※転入予定の場合は以下に記入 転入予定者の氏名 _____ 転入予定日 ____年 ____月 ____日 ____年 ____月 ____日	☐ いずれかに該当 します	☐ いずれにも 該当しま せん
第 3 条 第 3 号 第 4 号	（婚姻の有無及び宣誓者以外のパートナーの有無） 双方に配偶者がいないこと（事実婚を含む）及び宣誓者以外のパートナーがいないこと。	☐ 該当 します	☐ 該当 しません
第 3 条 第 5 号	（近親者でないこと） 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。	☐ 該当 します	☐ 該当 しません

様式第2号（表）

様式第2号（第6条関係）

宣誓第 号

豊川市パートナーシップ宣誓書受領証

____ 様 _____ 様

____ 年 ____ 月 ____ 日生 _____ 年 ____ 月 ____ 日生

宣誓日 ____ 年 ____ 月 ____ 日

豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、
お二人からのパートナーシップ宣誓書を受領しました。

____ 年 ____ 月 ____ 日

豊川市長

印

様式第2号（裏）

1 豊川市パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約したパートナーシップの関係にあることを宣誓し、豊川市長がパートナーシップ宣誓書受領証等を交付する制度です。なお、本制度は、婚姻とは違い、法的な効力を有するものではありません。

2 受領証の交付要件

パートナーシップの宣誓の際、以下の要件を満たす2人であることを確認しています。

- (1) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティの2人である。
- (2) 宣誓当日において、成年に達している。
- (3) 双方又は一方が豊川市内に住所を有している又は宣誓の日から3か月以内に豊川市内への転入を予定している。
- (4) 双方に配偶者がいないこと（事実婚を含む）及び宣誓者以外のパートナーがいないこと。
- (5) 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

3 通称名を使用している場合

以下に、戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名 _____ 通称名 _____

戸籍上の氏名 _____ 戸籍上の氏名 _____

4 特記事項

備考 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。

様式第 3 号

様式第 3 号（第 6 条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓書受領証カード	
豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からのパートナーシップ宣誓書を受領しました。	
____ 様	____ 様
(年 月 日生)	(年 月 日生)
宣誓日 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
宣誓 第 ____ 号 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
豊川市長 印	

（裏面）

この受領証カードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、豊川市がその宣誓書を受領したことを証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、この受領証カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。	
[通称名を使用している場合の戸籍上の氏名]	
_____	_____
[特記事項] _____	

備考 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。

[illegible]

様式第 5 号

様式第 5 号（第 8 条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

豊川市長 殿

豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 8 条の規定により、
パートナーシップ宣誓書受領証等を返還します。

年 月 日

1 返還の理由（該当する□に✓をご記入ください。）

☐ パートナーシップの解消

☐ 豊川市からの転出

（氏名・転出先住所： ）

（氏名・転出先住所： ）

☐ 婚姻又は他の者とのパートナーシップを有することとなった。

☐ 互いが民法第 7 3 4 条から第 7 3 6 条の規定により婚姻をすることができ
ないとされている者同士の関係にあることが判明した。

☐ 死亡（亡くなった方の氏名： ）

2 宣誓番号・宣誓日

（宣誓 第 号 宣誓日 年 月 日 ）

（申請者）

氏 名

通称名の場合、
戸籍上の氏名

生年月日

住 所

（代筆者）

氏 名

住 所

（申請者）

氏 名

通称名の場合、
戸籍上の氏名

生年月日

住 所

（代筆者）

氏 名

住 所

注) 宣誓者の欄は自署してください。自ら記入することができない場合は代筆が
可能ですが、下段に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。



人権広報大使©いなりん

豊川市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック
令和4(2022)年7月発行
豊川市役所 市民部 人権交通防犯課

TEL : 0533-89-2149 FAX : 0533-89-2125

Eメール: jinkenkotsu@city.toyokawa.lg.jp

市ホームページ : <http://www.city.toyokawa.lg.jp>